

Title	欧洲戦後の労働問題
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.4 (1918. 4) ,p.444(40)- 457(53)
JaLC DOI	10.14991/001.19180400-0040
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180400-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歐洲戦後の労働問題

堀江 歸一

歐洲戦争は、交戦諸國に於ける労働問題の解決に重大なる變調を齎すに至れり。一旦戦争終熄して、經濟上の状態の舊に復せんとするに當り、諸國の労働問題は如何なる潮流に向はんとするや。交戦諸國を通じて、戦時労働問題の特徴を以て目すべきは、労働者が國家の危機を憂慮するの餘り、平生自家の有する一個の權利なるが如くに信じたる同盟罷業を愼み、一意國家の利害に殉ずるの氣風を示し、所謂産業上の休戦の宣言せられたるに次いで、労働者が年來大なる犠牲を致して維持發展を謀れる職工組合の制限的條件例へば、労働時間の限定、休日の制限、仕事の區劃、婦人並に幼年工の就業に關する制限の如き、盡く之を緩和して、以て生産の増殖

を期し、同盟罷業を回避する目的を以て、備者と労働者との間に起らんとする紛議の決定を強制仲裁に附するを辭せざりしが、如き戦争前の労働界に於ては殆ど豫想だもする能はざる所に屬したり。而して一方に多數の労働者は兵員として軍隊に徵募せられて、戦場に赴き、其缺を補うに婦人幼年工を以てし、軍需品製造業は人為的に各地方に勃興して、労働者に對する需要を煥起し、戦時の労働界に於ける變動を大ならしめたりとすれば、戦争終熄し、斯る變動を惹起す可き原因の消滅するに隨ひ、今日の反動の到來するを免かれず、試に其反動として起る可き事項を數へんか、左の諸點の如き、其重なるものたるを失はざる可し。

一、除隊の上、歸休する兵卒に對し、出征前の職業に復せしむるか、又は之に代る可き相當の職業を與ふることは、戦後焦眉の問題なり。各國共に兵卒の徵募を容易ならしめ、又出征兵卒に對し、將來の生活に安んせしむる爲め、歸休後の復職を約束したるもの少なからざるを以て、職業の點に就て、彼等に満足を與ふるは緊要にして、此點に缺くる所あらんか、將來の戦争に支障を招く可し。

二、軍需品製造業の殷盛が男女労働者に對する需要の増加に資し、又彼等の所得を

増加するに與て力あるは疑を容れざる所なり。思ふに軍需品製造工場の或るものは、戦後に亘つて、繼續す可しと雖も、其規模は戦争の結果、不自然に擴張せられ、又戦争を動機として、新設せられたるものなる以上は、戦争の終熄と共に、遽に規模の縮小、工場の閉鎖を招き、多数労働者の解僱を見ざれば已まず、既に第一項の事情に依て、労働市場に於ける労働の供給過剰ならんとするの秋に臨み、更に需要の減縮を促さんとするに於ては、其調節を得るは、至難の業なりとせざる可からず。

三、出征したる兵卒に代つて、戦時各種の職業に従事しつゝある労働者は、兵卒が歸休して、以前の職業に復するの日に於ては、職業其ものに非常の繁榮を告げ、労働者に對して、強大なる需要を爲すが如き變態の生ぜざる限り、直に解僱せられ、失業者として、労働市場を彷徨せざるを得ず。斯くて、彼等は現に労働に従事しつゝある者に對して、一種の豫備労働者たるの地位に居る可く、僱者は斯る豫備労働者の居るに乗じて、自家の使役する労働者に對して、賃銀其他労働條件を壓迫するの手段に出づ可し。是れ僱者が誠實に労働者の兵卒として、徵募せられたる時の契約を尊重し、歸休兵に職業を與ふる場合に於て、尙ほ發生するを免かれざる問題なり。

若しも僱者が以上の契約を實行するに誠實ならざらんか、戦時職業に就きたる者の失業は或る程度まで之を免かるゝを得るも、歸休兵の復業は遂に困難と爲らざるを得ず。

四、今回の如き大規模の戦争が數年に亘つて連續する以上は、出征兵卒中、傷痕を蒙りて、労働能力の一部分を喪失する者少なしとせず。彼等は廢兵として、兵役を免除せらる可しと雖も、必ずしも労働者として全然不能者と爲れるに非ず。隨て廢兵として、國家救護の下に餘生を全うし、又は窮民として、救貧法の救助を求むるよりも、寧ろ自家の有する一部分の労働力を驅つて、或る労働に従ひ、以て獨立の生活を營むを好む可く、國家亦労働者をして此方針に就かしむるに就て相當の助力を致さざる可からず。即ち一方に國家は各種の労働能力喪失者の狀況に應ずる職業を設けると共に、彼等に適當の教育訓練を施して、現在の産業組織に適應せしむるに勉むるを要す。此場合に於て、一考を要するは國家が彼等に給與する恩給金と一般賃銀との關係是れなり。蓋し今回の戦争後に於ては、交戦諸國中從來軍事救護法を缺きたる國は必ず之を創設す可く、又其不完全なりし國は之を改正す可

く、其孰れを以てするも、戦時に於て、傷痍を蒙れる者は國家の保護を享くるを得べし。此場合に彼等が一方に救護金を受領しながら、他の一方に於て労働市場に出で、自己の體力の許す限度内に於て、労働に従はんか、彼等は普通の労働者の要求する賃銀よりも低廉なる率に於て満足す可く、然も其低廉なる程度は彼等の労働力に比例するより以下に至る可きを以て、傭者にして賃銀の低廉なる故を理由として、斯る労働者を需要せんか自ら健全なる労働者の賃銀率を維持せんとするに當て、不良の影響を及ぼさざるを得ず。此事たる、往年英國の救貧制度に於て、所謂賃銀補給なる名稱の下に、賃銀の寡小なる労働者の爲めに生活上に所得の足らざる部分を國家に於て補給したる結果、一般労働界に於ける賃銀率の低落を促したるの事歴に徴して、之を了解するに難からず、戦後病傷兵に低廉なる賃銀を與へ、恩給と併せて生活の資を仰がしむる一方に彼等をして低廉なる賃銀の下に、労働せしむる事實が能く一般労働者の利益に背馳せざるを得るや、一個の問題たり。而して戦争の繼續久しきに及ぶこと今日の如く、病傷兵の或る者が除隊せられて、職業に就かんとするや、此問題は戦争の今日に於て、當局者の解決を煩すに至れり。

即ち昨年一月英國商務院が全國諸地方に亘つて、賃銀勸告委員會なるものを組織し、痲疾と爲れる海陸兵員に給與す可き適當の賃銀率を決定せしむることとしたる際、國家の救護金は之を考量せず、専ら労働者の能力を標準とす可きことを大體の方針としたるが、果して之を以て労働者全體に有利なる影響を及ぼすものとす可きや否やは一個の問題たらざるを得ず。

五、今回の戦争に於て、兵員の徵募並に軍事に關係ある事業勃興の結果として、労働者の供給に不足を生ずるや、之を補充したるものは即ち婦人労働者にして、殊に軍需品工場に彼等の使傭せらるゝもの多きを見たるのみならず、機械工業に於て、又運輸業に於て、其使役せらるゝもの少なからざるに至れり。近年の労働界に於ては、男子と婦人との仕事に嚴格なる制限を設け、後者は機械力の生産を行ふ場合に於て、之に助力し、又機械の運轉を指導するの用を果すの點に於て、専ら労働者としての任を果し、一方に男子は主として腕力を要する方面に使役せらるゝを常としたるが、今回の如き戦争に臨んで特に婦人を普通労働者として使用し、男子の缺を補はしむるや、彼等は能く或る程度まで男子と異ならざる労働效程を發揮したる

の趣あり、加ふるに彼等の賃銀は之を男子に比較するときは、低廉にして、又彼等の多くは職工組合に屬せざるが故に、傭者が彼等を使傭して永く男子労働者に代らしめんとする希望は甚だ痛切にして、殊に戦争に於ける實驗に依て、之を強うするに至れるの跡ありとすれば、彼等が戦後の労働市場に於て、依然職業上の地歩を保つは自然の勢なると共に、之があるが故に、更に労働市場に於ける供給の過剰を其甚だしきに至らしめざるやの問題に接す可し。

六、各種の工場は戦時に於ける變動に伴つて、其規模に擴張を來し、又労働者を需要したるの事實ありとすれば、戦争終熄し經濟社會の平和時代に入ると共に、自ら規模の縮小を來し、労働者に對する需要の減縮を生ず可し。軍需品工場に於て此事の起る可きは、既に論述したるが、軍需品以外の物資を供給する工場に於ても、戦争の終熄したる曉に、政府が中央銀行と相協力して、不換紙幣の整理銷却に従ひ、公債元利金の支拂を確實ならしむる爲めに、増税を敢行すると共に、經費の節約に従はんか、戦時經濟社會に好景氣を誘導したる不自然の原因は盡く除却せられて、反動時代を現出し、軍需品工場に於ける労働者の解傭歸休兵の就業等と相俟つて、労働

市場に労働過剰の弊を齎さざれば、已まざるも政府は如何なる方策に依て此勢を緩和せんとするや、一個の問題を以て見る可く、彼の國立工場制度を可なりとする意見の如き、時に社會の或る方面に於て、主張せられて、已まざる所以なり。

二

以上吾輩は戦争終熄の前後に於て、發生す可き労働者社會の問題に就て、其要領を擧げたるを以て、本節に於て、細目に亘りて、卑見を述ぶ可し。之を全體より觀察するに、平和恢復の當時に於ては、經濟社會の狀況は労働者に不利なるを免かれざる可し。蓋し戦後に於て資本の供給缺乏し、金利歩合の高歩に居るは、當然の勢にして、其然る以上は、賃銀の低落は必至の狀態とせざる可からず。或は戦後に於ける經濟社會の觀測に就ては、二様の見解行はれ、或る者は平和の到來と共に、經濟上の沈衰時代を見る可しとし、他の者は商業上の繁榮を豫想し、兩者共に自家の立論を支持する爲めに、歴史上の事實を引證して、已まざるが如し。斯る觀測の孰れを以て、實際に當れりとす可きやは、解決に至難の問題なるが、吾輩の見る所を以てすれば、如上の觀測を爲す者は各自の觀測を下さんとする時期に就て、嚴重なる制限

を設けざる可からず。單に戦後と云ふは、戦争の終熄したる時より一年内外なるか、又は二三年の後なるか、戦後一年内外の短日月ならんか、戦時産業上に生じたる缺陷を補充する爲めに、企業の活動を促し、又企業に伴う利益の大なる爲めに、産業界の繁昌を見ることある可しと雖も、其以後に至れば、戦時巨額の資本を破壊したる爲めに生ずる不良の影響を免かれざる可し。殊に労働者は戦時國難に殉ずるの意味に於て職工組合の制限的條件を撤廢するに、異議を挾まざりしが、戦後に至れば、必ず其復舊を要請せざれば已まざる可し。然も茲に一の難問題あり。職工組合に屬する労働者は一方に組合の制限的條件の撤廢せられたる爲めに、不利の地位に陥れるが如しと雖も、他の一方に於ては、此撤廢に乗じて、自家の妻子眷族は自ら就業の道を得て、賃銀收得者たるに至れり。隨て労働者は制限的條件を舊に復して、自家の利益を防護するの手段に出でたる後に於て、尙ほ戦時に於けると同じく、妻子をして労働に就かしめ、以て戦時に得たる家族全體の所得の標準を維持することを希望す可く、如何にして斯く矛盾したる二個の希望を満足せしむるの道を得べきやは、最も困難なる問題なりとす可し。此難問題の解決に就て、労働者

が有利なる地位を占めんとするには、四圍の事情の自己に可なるものあるを要すれども、戦後に起る可き諸般の變動は必ずしも然る能はず。兵卒除隊の問題に就ては、曩に一言したるが、平和恢復後三百萬人の兵卒除隊せられ、其多数が労働取引所に就て、職業を求めんか、如何に政府が此點に配慮するとするも、労働市場に於ける労働供給の過剩は之を避くる能はざる可し。

之に對する方策として、職工組合は政府を通じて、備者より一の保證を得、組合員にして出征したる者は除隊後總て備者に於て之を備入るゝの處置を認めしめんとし、坑夫組合聯合會の如き出征中の坑夫二十五萬人の爲めに、此種の主張を公にしつゝあるのみならず、更に總ての出征兵卒に對し、適當の職業を得るまで、又は除隊後十二個月間最低生活賃銀を以て、國家的關係の仕事に従事せしむるの意見を唱ふる者多し。此問題の解決如何に拘はらず、更に重大なるは、軍需品工業に使用せられ、戦後事業縮小の結果として、當然失業す可き者の處置を如何にす可きやの問題是れなり。是等労働者に對しては、最後まで軍需品工業に居れることの條件の下に、又除隊兵卒に對しては、一年を期限として、毎週十志乃至十二志の失業惠與

金を與ふることを必要とするの說あるが如き、以上の必要に顧みたるものに外ならざるなり。

今回の戦争に於て、産業に對する國家の統轄的勢力の増進したるは争う可からざる事實なるが、今後の問題として、(一)國家は職工組合に對して如何なる關係を結ばんとするや、(二)國家は賃銀裁定局を通じて、特殊事業の賃銀を決定するが如く、組織ある労働者の賃銀に對しても亦干渉するを要せざるや、(三)工業上の紛議に於て、強制仲裁法を施行するは、産業に於ける國家干渉の永久の處置たらざるや、(四)戦後の工業界に對しては、全然軍需品法の規定を必要とせざるやの諸點を決定せざる可からず。或は戦後に於ては労働者の資本家に對して、労働條件を協定する權能は著しく薄弱と爲り、労働者は國家が公平なる人士を任選して、行はんとする仲裁制度に依て、漸く生活の標準を維持するに至る可しと云ふの說あり。斯の如く爲れば、同盟罷業の如きも、全然之を回避することゝ爲るが如くなれども、今日の如く二個の相背馳する經濟的階級を以て、組織せらるゝ社會に於ては、同盟罷業は到底之を免かる可からず。強制に依ると、他の方法に依るとを問はず、仲裁の如き、要す

るに産業界の現状維持を大體の主眼とし、其決定亦兩當事者の要求の相違する所を互に接近せしむるに止まるのみ。故に仲裁は假令巧妙に適用せられたりとするも、單に團體的協約を助成し、時に同盟罷業上に有する自由を維持し、又増進するには、其武器として、時に同盟罷業を行はざる可からず。

今回の戦争に於て、政府が各種の産業特に軍需品工業に對して、管理權を有するに至れるの一事は自ら政府と備者とを接近するに至らしめたり。是等兩者の接近は今後の産業界に如何なる影響を及ぼさんとするや。戦時政府が職工組合と協商して、其制限的條件を撤去し、工場法の施行を中止し、軍需品法の下に、過大の權限を有するに至れるの事實は自ら備者をして專斷的手段に慣熟せしめたり。思ふに國家監督の彼等に不利なる場合には、之を撤廢して、自由の地位に復することを目指し、可しと雖も、彼等に有利なるものは之を存續して、賃銀を低廉にし、労働者を從屬的地位に置くの一助とす可し。是れ労働者に取つて、一の危險を以て目すべきものなるが、更に他に労働者に加はらんとする危險の重大なるものあり。即ち戦後に於て、戦時に損傷せられたる經濟上の實力を恢復するには、各國共に工業

に所謂科學的經營法を適用し、工場に專制的規則を實施して、以て生産の増加を促すことを必要とす可し。斯くて工場に於ける仕事は常に急速力を以て行はれ、職工は殆ど一個の自動的機械に化するの風を生ずるに至るかも知れず。斯る趨勢に對して、労働者の健康を保護するには、總て仕事の状態を戦争以前の標準に復せしむるを要す。政府が戦時異常の手段に依て、生産物の増加を期したる以上は、戦後に於て生産高を通常の程度に復せしむるに非ざれば、經濟社會をして既往の状態に達せしむる能はざるの道理にして、單に生産物の増加を以て、經濟上に有利なりとし、戦後に於て、戦時に於けると同一の標準を維持するの手段に出でんか、大なる過誤を生ずるを免かれざるなり。

以上は單に労働者が自家の利益を防衛する消極的手段を施す場合に生ずる問題を論じたるのみ。労働者が今回の戦争に於て、兵員の應募に、軍需品の製造に大なる努力を致し、其社會的地位の上進したることを自覺せんが、戦後に於て産業の管理經營に就て、一部の權利を有するの要求を試みるに至る可きや、之を想像するに難からず。蓋し從來の職工組合は産業界に於て一の勢力たるを失はざりしと

雖も、産業其ものゝ經營に對しては、一の門外漢たりしのみ。然るに今回の戦争に於ては、職工組合は自ら多年支持したる制限的條件を撤回したりと雖も、一方に産業の遂行に、就て重大なる責任を負ふに至れり。此状態を以て進まんか、戦後に於ても、鐵道、機械紡績の如き、主要工業に、於ては其經營上の方針に労働者の所見を容るゝ爲めに、其代表者を擧げて、委員とする委員會の組織を見ることある可し。要するに職工組合の制限的條件を戦後に於て復舊するに、如何なる時期に、如何なる程度を以てす可きや、戦時事變に際して就業したる労働者に代つて、除隊せられたる兵卒を以てするには、如何なる方針の下にす可きやは、戦後の労働界に横はる二大問題にして、其解決に就ても亦労働者の意嚮に従うに非ざれば、大なる社會的闘争の種子を蒔くの嫌なしとせざるなり。